

議案番号	件名	要旨
議 第1号	松江市事務分掌条例の一部改正について	中核市移行に伴い保健所を設置することから、保健・医療・介護等が連携した施策展開やサービスの提供を行うとともに、待機児童対策などの子育て支援策のより一層の拡充を図ること、及びスポーツ振興を地域振興や健康づくりに活かして、観光との連携、広域連携など全庁的な取組として推進し、より効率的・効果的な施策展開を図るため、所要の改正を行うもの。
議 第2号	松江市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	地方公務員法に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定める条例を制定するもの。
議 第3号	松江市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	地方公務員法に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定める条例を制定するもの。
議 第4号	松江市職員の修学部分休業に関する条例の制定について	地方公務員法に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定める条例を制定するもの。

備考
<p>改正内容</p> <p>(1) 健康子育て部を2部に再編し、健康部と子育て部を設置するもの。</p> <p>(2) スポーツに関する事務（学校における体育に関するものを除く。）を教育委員会から市長事務部局へ移管するもの。</p> <p>(3) 部の再編及びスポーツに関する事務の移管に伴い、附則において、関係する次の条例の規定を整理するもの。</p> <p>ア 松江市スポーツ推進審議会条例</p> <p>イ 松江市運動施設設置及び管理に関する条例</p> <p>ウ 松江市予防接種健康被害調査委員会条例</p> <p>エ 松江市都市公園条例</p> <p>オ 松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例</p> <p>カ 松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例</p> <p>キ 松江市普通公園条例</p> <p>施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>
<p>制定内容</p> <p>(1) 自己啓発等休業を承認することができる要件について定めるもの。</p> <p>(2) 自己啓発等休業の期間、承認の申請、期間の延長及び承認の取消事由について定めるもの。</p> <p>(3) 自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等の状況について、任命権者に報告しなければならない場合について定めるもの。</p> <p>(4) 自己啓発等休業を取得した場合の退職手当の取扱いについて定めるもの。</p> <p>施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>
<p>制定内容</p> <p>(1) 配偶者同行休業を承認することができる要件について定めるもの。</p> <p>(2) 配偶者同行休業の期間、承認の申請、期間の延長及び承認の取消事由について定めるもの。</p> <p>(3) 配偶者同行休業をしている職員が遅滞なく任命権者に届け出なければならない場合について定めるもの。</p> <p>(4) 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用について定めるもの。</p> <p>(5) 配偶者同行休業を取得した場合の退職手当の取扱いについて定めるもの。</p> <p>施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>
<p>制定内容</p> <p>(1) 修学部分休業を承認することができる勤務時間の範囲及び期間について定めるもの。</p> <p>(2) 修学部分休業の対象となる教育施設について定めるもの。</p> <p>(3) 修学部分休業取得中の給与について定めるもの。</p> <p>(4) 修学部分休業を取得した場合の退職手当の取扱いについて定めるもの。</p> <p>(5) 修学部分休業の承認の取消事由について定めるもの。</p> <p>施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>

議案番号	件名	要旨
議 第 5 号	松江市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	地方公務員法に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定める条例を制定するもの。
議 第 6 号	松江市職員定数条例の一部改正について	地方公務員法に基づき、自己啓発等休業及び配偶者同行休業を導入することに伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 7 号	松江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	地方公務員法に基づき、修学部分休業及び高齢者部分休業を導入することに伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 8 号	松江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児短時間勤務の導入及び育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の導入に伴い、所要の改正を行うもの。

備 考
<p>制定内容</p> <p>(1) 高齢者部分休業を承認することができる勤務時間の範囲及び年齢について定めるもの。</p> <p>(2) 高齢者部分休業取得中の給与について定めるもの。</p> <p>(3) 高齢者部分休業を取得した場合の退職手当の取扱いについて定めるもの。</p> <p>(4) 高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる場合について定めるもの。</p> <p>(5) 高齢者部分休業の休業時間の延長を承認することができる場合について定めるもの。</p> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>
<p>改正内容</p> <p>定数の外に置くことができる職員に、次の職員を加えるもの。</p> <p>ア 自己啓発等休業をしている職員</p> <p>イ 配偶者同行休業をしている職員</p> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>
<p>改正内容</p> <p>職員が修学部分休業及び高齢者部分休業をすることにより勤務しない時間について、短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認めるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとするもの。</p> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>
<p>改正内容</p> <p>(1) 育児短時間勤務（小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、あらかじめ定められた、常勤職員よりも短い勤務形態による勤務をいう。）を行う職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の 1 週間当たりの勤務時間について定めるもの。</p> <p>(2) 育児短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振り並びに年次有給休暇について定めるもの。</p> <p>(3) 育児短時間勤務職員に、時間外勤務を命ずることができる場合について定めるもの。</p> <p>(4) 職員が育児又は介護を行うために、常勤職員の通常の勤務時刻と異なり、あらかじめ定められた特定の始業及び終業の時刻に勤務することができることとするもの。</p> <p>(5) その他文言の整理を行うもの。</p> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>

議案番号	件名	要旨
議 第 9 号	松江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児短時間勤務及び地方公務員法に基づく配偶者同行休業等を導入することに伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 10 号	松江市報酬費用弁償支給条例の一部改正について	松江市・島根県共同設置松江保健所に設置する感染症診査協議会の委員に支払う報酬の額を定めるもの。
議 第 11 号	松江市職員の給与に関する条例の一部改正について	医療職給料表(1)の適用を受ける職に新たに採用された職員に対して支給する初任給調整手当の額について、国の改定に準じて、所要の改正を行うもの。

備考
<p>改正内容</p> <p>(1) 育児休業をすることができない職員に、次の職員を加えるもの。</p> <p>ア 職員が配偶者同行休業をすることに伴い、任期を定めて採用した職員</p> <p>イ 職員が修学部分休業、高齢者部分休業、介護休暇及び部分休業をすることに伴い任期を定めて採用した短時間勤務職員</p> <p>(2) 育児短時間勤務（小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、あらかじめ定められた、常勤職員よりも短い勤務形態による勤務をいう。）をすることができない職員を定めるもの。</p> <p>(3) 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に再度育児短時間勤務をすることができる特別の事情について定めるもの。</p> <p>(4) 松江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 4 条第 1 項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員の育児短時間勤務の形態について定めるもの。</p> <p>(5) 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続について定めるもの。</p> <p>(6) 育児短時間勤務の承認の取消事由について定めるもの。</p> <p>(7) 育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務形態により勤務させることができるやむを得ない事情について定めるもの。</p> <p>(8) 職員が育児短時間勤務をすることに伴い、任期を定めて採用した短時間勤務職員の任期の更新について定めるもの。</p> <p>(9) 部分休業をすることができない職員として、以下の職員を定めるもの。</p> <p>ア 育児短時間勤務職員</p> <p>イ 育児短時間勤務の承認が失効した場合等において、当該育児短時間勤務と同一の勤務形態で勤務している短時間勤務職員</p> <p>(10) その他文言の整理を行うもの。</p> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>
<p>改正内容</p> <p>感染症診査協議会の委員に対して支給する報酬額を、日額 10,300 円以内において市長が定める額とするもの。</p> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>
<p>改正内容</p> <p>医療職給料表(1)の適用を受ける職に新たに採用された職員に支給する初任給調整手当の限度額を 30 万 8,000 円から 30 万 8,300 円に引き上げるもの。</p> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>

議案番号	件名	要旨
議 第 12 号	松江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	著しく困難又は特殊な勤務に従事する職員に対して支給する特殊勤務手当について見直しを行うため、所要の改正を行うもの。
議 第 13 号	松江市旅費支給条例の一部改正について	旅費支給業務の適正化のため、所要の改正を行うもの。

備考									
<p>改正内容</p> <p>(1) 教員特殊業務手当の見直し 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に準じて、教員特殊業務手当の支給額の見直しを行うもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給を受ける職員の範囲</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ・修学旅行、林間・臨海学校等において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの ・対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの </td> <td>5,100 円</td> <td>4,250 円</td> </tr> <tr> <td> ・学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で週休日等又は土曜日若しくはこれに相当する日に行うもの </td> <td>3,600 円の範囲内で市長が定める額</td> <td>3,000 円の範囲内で市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保険料賦課徴収手当の見直し 国民健康保険料又は介護保険料の徴収事務に従事した際に支給されている保険料賦課徴収手当について、同程度の困難性を持つ後期高齢者医療保険料の徴収事務を支給対象とするもの。</p> <p>(3) 福祉業務手当の見直し 現在は月額で支給している、生活保護法による保護について現業事務に従事した職員に対して支給している福祉業務手当について、訪問を行った日に限り支給することとするため、手当を日額化するもの。 金額は本市の他の特殊勤務手当の金額との均衡を図るため、日額 350 円とするもの。</p> <p>施行期日 (1)の改正 公布の日 (2)及び(3)の改正 平成 30 年 4 月 1 日</p> <p>経過措置 (1) 教員特殊業務手当の改正については、平成 30 年 1 月 1 日から適用するもの。 (2) 改正前の条例の規定により支給された手当は、改正後の条例の規定による手当の内払とみなすもの。</p> <p>改正内容</p> <p>(1) 宿泊料の支給額を定額から実費額に変更するもの。 (2) 外国への出張又は赴任、或いは公務上の必要などにより費用を負担する必要が発生した場合に旅行雑費を支給できることとするもの。 (3) 私事のために在勤地等以外の地に滞在するものが滞在地から直ちに旅行する際に滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地等から目的地に至る旅費額より多いときは在勤地等から目的地に至る旅費を支給するもの。 (4) 自家用自動車を使用して旅行した場合の車賃の額を 1 キロメートルにつき 20 円とするもの。</p> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>	支給を受ける職員の範囲	改正後	改正前	・修学旅行、林間・臨海学校等において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの ・対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	5,100 円	4,250 円	・学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で週休日等又は土曜日若しくはこれに相当する日に行うもの	3,600 円の範囲内で市長が定める額	3,000 円の範囲内で市長が定める額
支給を受ける職員の範囲	改正後	改正前							
・修学旅行、林間・臨海学校等において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの ・対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	5,100 円	4,250 円							
・学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で週休日等又は土曜日若しくはこれに相当する日に行うもの	3,600 円の範囲内で市長が定める額	3,000 円の範囲内で市長が定める額							

議案番号	件名	要旨
議 第 14 号	松江市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	一般職及び特別職の職員の退職手当について、国家公務員の退職手当の改定に準じて所要の改正を行うもの。

備 考															
改正内容 (1) 一般職の職員の退職手当の調整率を、国に準じて 100 分の 87 から 100 分の 83.7 に引き下げるもの。 (2) 特別職の職員の退職手当の支給割合について、次の表のとおり改正するもの。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>100 分の 37.3</td> <td>100 分の 38.7</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>100 分の 24.4</td> <td>100 分の 25.3</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>100 分の 19.0</td> <td>100 分の 19.7</td> </tr> <tr> <td>上下水道事業管理者 ガス事業管理者 交通事業管理者 病院事業管理者</td> <td>100 分の 19.0</td> <td>100 分の 19.7</td> </tr> </tbody> </table>	区分	改正後	改正前	市長	100 分の 37.3	100 分の 38.7	副市長	100 分の 24.4	100 分の 25.3	教育長	100 分の 19.0	100 分の 19.7	上下水道事業管理者 ガス事業管理者 交通事業管理者 病院事業管理者	100 分の 19.0	100 分の 19.7
区分	改正後	改正前													
市長	100 分の 37.3	100 分の 38.7													
副市長	100 分の 24.4	100 分の 25.3													
教育長	100 分の 19.0	100 分の 19.7													
上下水道事業管理者 ガス事業管理者 交通事業管理者 病院事業管理者	100 分の 19.0	100 分の 19.7													
施行期日 平成 30 年 4 月 1 日															

議案番号	件名	要旨
議 第 15 号	松江市手数料徴収条例の一部改正について	建築基準法、土壌汚染対策法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正並びに中核市への移行に伴い移譲される事務の手数料を定めるため、所要の改正を行うもの。

備考																																						
<p>改正内容</p> <p>(1) 「建ぺい率」を「建蔽率」に改めるもの。</p> <p>(2) 次の手数料を定めるもの。</p> <p>ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）関係手数料</p> <p>(ア) 法第 8 条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「住宅」という。）の登録手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分（登録を受けようとする住宅の戸数）</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 戸の場合</td><td>6,000 円</td></tr> <tr><td>2 戸以上 4 戸以下の場合</td><td>6,500 円</td></tr> <tr><td>5 戸以上 9 戸以下の場合</td><td>8,000 円</td></tr> <tr><td>10 戸以上 19 戸以下の場合</td><td>9,000 円</td></tr> <tr><td>20 戸以上 29 戸以下の場合</td><td>10,000 円</td></tr> <tr><td>30 戸以上 39 戸以下の場合</td><td>10,500 円</td></tr> <tr><td>40 戸以上 49 戸以下の場合</td><td>11,000 円</td></tr> <tr><td>50 戸以上 99 戸以下の場合</td><td>12,000 円</td></tr> <tr><td>100 戸以上</td><td>16,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 法第 12 条の規定に基づく住宅の変更（住宅の戸数の追加である場合に限る。）の登録手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分（追加に係る住宅の戸数）</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 戸以上 4 戸以下の場合</td><td>1,000 円</td></tr> <tr><td>5 戸以上 9 戸以下の場合</td><td>3,000 円</td></tr> <tr><td>10 戸以上 19 戸以下の場合</td><td>4,000 円</td></tr> <tr><td>20 戸以上 29 戸以下の場合</td><td>5,000 円</td></tr> <tr><td>30 戸以上 39 戸以下の場合</td><td>5,500 円</td></tr> <tr><td>40 戸以上 49 戸以下の場合</td><td>6,000 円</td></tr> <tr><td>50 戸以上 99 戸以下の場合</td><td>7,000 円</td></tr> <tr><td>100 戸以上</td><td>11,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請手数料 1 件につき 120,000 円</p> <p>ウ 汚染土壌処理者である法人の合併又は分割の承認申請手数料 1 件につき 120,000 円</p> <p>エ 汚染土壌処理業の相続の承認申請手数料 1 件につき 120,000 円</p> <p>(3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 70 条第 1 項の規定に基づく破砕業の事業範囲の変更許可申請に関する手数料を改めるもの。</p> <p>(4) 消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、松江市火災予防条例に関する手数料を改めるもの。</p> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>	区分（登録を受けようとする住宅の戸数）	手数料の額	1 戸の場合	6,000 円	2 戸以上 4 戸以下の場合	6,500 円	5 戸以上 9 戸以下の場合	8,000 円	10 戸以上 19 戸以下の場合	9,000 円	20 戸以上 29 戸以下の場合	10,000 円	30 戸以上 39 戸以下の場合	10,500 円	40 戸以上 49 戸以下の場合	11,000 円	50 戸以上 99 戸以下の場合	12,000 円	100 戸以上	16,000 円	区分（追加に係る住宅の戸数）	手数料の額	1 戸以上 4 戸以下の場合	1,000 円	5 戸以上 9 戸以下の場合	3,000 円	10 戸以上 19 戸以下の場合	4,000 円	20 戸以上 29 戸以下の場合	5,000 円	30 戸以上 39 戸以下の場合	5,500 円	40 戸以上 49 戸以下の場合	6,000 円	50 戸以上 99 戸以下の場合	7,000 円	100 戸以上	11,000 円
区分（登録を受けようとする住宅の戸数）	手数料の額																																					
1 戸の場合	6,000 円																																					
2 戸以上 4 戸以下の場合	6,500 円																																					
5 戸以上 9 戸以下の場合	8,000 円																																					
10 戸以上 19 戸以下の場合	9,000 円																																					
20 戸以上 29 戸以下の場合	10,000 円																																					
30 戸以上 39 戸以下の場合	10,500 円																																					
40 戸以上 49 戸以下の場合	11,000 円																																					
50 戸以上 99 戸以下の場合	12,000 円																																					
100 戸以上	16,000 円																																					
区分（追加に係る住宅の戸数）	手数料の額																																					
1 戸以上 4 戸以下の場合	1,000 円																																					
5 戸以上 9 戸以下の場合	3,000 円																																					
10 戸以上 19 戸以下の場合	4,000 円																																					
20 戸以上 29 戸以下の場合	5,000 円																																					
30 戸以上 39 戸以下の場合	5,500 円																																					
40 戸以上 49 戸以下の場合	6,000 円																																					
50 戸以上 99 戸以下の場合	7,000 円																																					
100 戸以上	11,000 円																																					

議案番号	件名	要旨
議 第 16 号	松江市中海振興多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について	中海、島根半島等の雄大で美しい自然環境、中海に飛来する多くの水鳥その他の魅力あふれる地域資源を活用し、交流人口の拡大による地域振興を図るため、水陸両用機の運航、水鳥の観察、サイクリング等の拠点施設として、松江市中海振興多目的施設（以下「多目的施設」という。）を設置し、その管理に必要な事項を定める条例を制定するもの。

備考				
<p>制定内容</p> <p>(1) 名称及び位置</p> <table border="1" data-bbox="1656 262 2644 352"> <thead> <tr> <th data-bbox="1656 262 2131 310">名称</th> <th data-bbox="2131 262 2644 310">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1656 310 2131 352">松江市中海振興多目的施設</td> <td data-bbox="2131 310 2644 352">松江市上宇部尾町 626 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 多目的施設の施設</p> <p>ア 水陸両用機の運航の受付・保安検査施設</p> <p>イ 駐機場</p> <p>ウ 斜路</p> <p>エ 浮き桟橋</p> <p>オ 水鳥観察施設・サイクリング等施設</p> <p>カ アからオまでの施設に必要な附帯施設</p> <p>(3) 運用期間</p> <p>12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く期間</p> <p>(4) 供用時間</p> <p>多目的施設（駐機場を除く。）は、午前8時30分から午後5時30分（7月から9月までの終了時刻は午後6時）まで。</p> <p>(5) 遵守事項</p> <p>(6) 施設の使用許可</p> <p>(2)アからエまでの施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(7) 使用の制限</p> <p>(8) 使用許可の取消し等</p> <p>(9) 目的外使用等の禁止</p> <p>(10) 原状回復の義務</p> <p>(11) 使用料</p> <p>(6)の市長の許可を受け、(2)ア又はイの施設を使用する者は、行政財産使用料条例第2条の規定により算出した使用料を納付しなければならない。</p> <p>(12) 使用料の減免</p> <p>地域振興若しくは多目的施設の利用促進のため必要があると認めるとき、災害その他特別の理由があると認めるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(13) 使用料の不還付</p> <p>(14) 損害賠償</p> <p>(15) 規則への委任</p> <p>施行期日</p> <p>この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>準備行為</p> <p>多目的施設の管理のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。</p>	名称	位置	松江市中海振興多目的施設	松江市上宇部尾町 626 番地
名称	位置			
松江市中海振興多目的施設	松江市上宇部尾町 626 番地			

議案番号	件名	要旨
議 第 18 号	松江市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

備 考
<p>イ 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を引き上げるもの。(49万円→50万円)</p> <p>施行期日 平成30年4月1日</p>
<p>改正内容 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、前住所地市町村の国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が、国民健康保険から後期高齢者医療に加入する場合、前住所地の市町村の加入する後期高齢者医療広域連合の被保険者となるため、所要の改正を行うもの。</p> <p>施行期日 平成30年4月1日</p> <p>※住所地特例とは 国民健康保険及び後期高齢者医療において、被保険者が今まで住んでいた住所地から転出し、市外（後期高齢者医療の場合は県外）の施設等（介護保険施設、障害者施設、病院への長期入院等）に入所した場合に、転出前の住所地の健康保険に引き続き加入する制度のこと。施設等が多数所在する市町村等の医療費の負担が過大とならないようにするための措置</p>

議案番号	件名	要旨
議 第 19 号	松江市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）の一部改正により、平成 29 年度以降扶養手当の支給額が段階的に変更されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「政令」という。）の一部を改正する政令が平成 30 年 4 月 1 日から施行されるため、所要の改正を行うもの。

備考																																							
<p>改正内容</p> <p>(1) 非常勤消防団員等の公務による損害補償は、療養補償及び介護補償を除き補償基礎額を基礎として行い、一定の要件を満たす扶養親族がある場合には一定の額を加算することとしている。</p> <p>その加算する額及び加算の対象については、給与法で定められる扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められており、平成 30 年 4 月 1 日から同法の支給額及び支給対象が変更されることに伴い、今回政令の一部が改正されるため、その加算額及び加算対象について、次のとおり改正するもの。</p> <p>ア 扶養親族に係る配偶者に係る加算額について、333 円を 217 円に改正</p> <p>イ 扶養親族に係る配偶者の有無に関係なく、22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子に係る加算額を 333 円に改正</p> <p>ウ 扶養親族に係る配偶者及び子の有無に関係なく、22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫、60 歳以上の父母及び祖父母、22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹並びに重度心身障害者に係る加算額を 217 円に改正</p> <p>(2) 引用する消防法の条項について、文言の整理を行う。</p> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p> <p>経過措置</p> <p>この条例による改正後の松江市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた松江市消防団員等公務災害補償条例同条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条例第 5 条第 3 項各号</th> <th>第 1 号</th> <th>第 2 号</th> <th>第 3 号</th> <th>第 4 号</th> <th>第 5 号</th> <th>第 6 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 分</td> <td>配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</td> <td>22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子</td> <td>22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫</td> <td>60 歳以上の父母及び祖父母</td> <td>22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹</td> <td>重度心身障害者</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 29 年度</td> <td>加算額</td> <td>333 円</td> <td>267 円</td> <td colspan="3">217 円</td> </tr> <tr> <td>配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち 1 人に限る）</td> <td>—</td> <td>333 円</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額（扶養親族のうち 1 人に限る）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td colspan="3">300 円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度以降</td> <td>217 円</td> <td>333 円</td> <td colspan="3">217 円</td> </tr> </tbody> </table>	条例第 5 条第 3 項各号	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号	区 分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	60 歳以上の父母及び祖父母	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	重度心身障害者	平成 29 年度	加算額	333 円	267 円	217 円			配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち 1 人に限る）	—	333 円	—			配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額（扶養親族のうち 1 人に限る）	—	—	300 円			平成 30 年度以降	217 円	333 円	217 円		
条例第 5 条第 3 項各号	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号																																	
区 分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	60 歳以上の父母及び祖父母	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	重度心身障害者																																	
平成 29 年度	加算額	333 円	267 円	217 円																																			
	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち 1 人に限る）	—	333 円	—																																			
	配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額（扶養親族のうち 1 人に限る）	—	—	300 円																																			
平成 30 年度以降	217 円	333 円	217 円																																				

議案番号	件名	要旨
議 第 20 号	松江市指定管理者の管理する公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	松江市八束公民館の移転に伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 21 号	松江市宍道ふれあい交流館の設置及び管理に関する条例の廃止について	松江市宍道ふれあい交流館を地元に貸付けすることに伴い、条例を廃止するもの。
議 第 22 号	松江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	松江市社会福祉審議会条例が平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 23 号	松江市児童クラブ条例の一部改正について	佐太児童クラブの移転に伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 24 号	松江市運動施設設置及び管理に関する条例の一部改正について	美保関片江地区体育館の廃止に伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 25 号	松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	松江市社会福祉審議会条例が平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

備考								
改正内容 松江市八束公民館の位置を「松江市八束町波入 2060 番地」に改めるもの。								
施行期日 平成 30 年 4 月 1 日								
施設概要 <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>松江市宍道ふれあい交流館</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>松江市宍道町宍道 1441 番地 1</td> </tr> <tr> <td>建築年月</td> <td>平成 6 年 4 月</td> </tr> <tr> <td>施設内容</td> <td>鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平家建 (311.18 m²)</td> </tr> </table>	名称	松江市宍道ふれあい交流館	位置	松江市宍道町宍道 1441 番地 1	建築年月	平成 6 年 4 月	施設内容	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平家建 (311.18 m ²)
名称	松江市宍道ふれあい交流館							
位置	松江市宍道町宍道 1441 番地 1							
建築年月	平成 6 年 4 月							
施設内容	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平家建 (311.18 m ²)							
施行期日 平成 30 年 4 月 1 日								
改正内容 放課後児童健全育成事業を行う者に対し、最低基準の向上について市長が勧告する場合の意見聴取先機関を、「松江市子ども・子育て会議」から「松江市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に改めるもの。								
施行期日 平成 30 年 4 月 1 日								
改正内容 佐太児童クラブの位置を「松江市鹿島町佐陀本郷 1186 番地」に改めるもの。								
施行期日 平成 30 年 4 月 1 日								
改正内容 美保関片江地区体育館の名称及び位置並びに使用料の規定を削るもの。								
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>美保関片江地区体育館</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>松江市美保関町片江 460 番地</td> </tr> <tr> <td>建築年月</td> <td>昭和 52 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>構造・面積</td> <td>鉄骨造 (522.00 m²)</td> </tr> </table>	名称	美保関片江地区体育館	位置	松江市美保関町片江 460 番地	建築年月	昭和 52 年 3 月	構造・面積	鉄骨造 (522.00 m ²)
名称	美保関片江地区体育館							
位置	松江市美保関町片江 460 番地							
建築年月	昭和 52 年 3 月							
構造・面積	鉄骨造 (522.00 m ²)							
施行期日 平成 30 年 4 月 1 日								
改正内容 家庭的保育事業等を行う者に対し、最低基準の向上について市長が勧告する場合の意見聴取先機関を、「松江市子ども・子育て会議」から「松江市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に改めるもの。								
施行期日 平成 30 年 4 月 1 日								

議案番号	件名	要旨
議 第 26 号	松江市保育料条例及び松江市立幼稚園保育料条例の一部改正について	国において、平成 30 年度から、子育て世帯に対する保育料の軽減が拡大されることに伴い、松江市が定める幼稚園保育料について所要の改正を行うもの。
議 第 27 号	松江市子ども医療費助成条例の一部改正について	中核市移行に伴い、小児慢性特定疾病医療費の支給認定の権限が島根県から松江市に移譲されることに伴い、所要の改正を行うもの。

備 考											
<p>改正内容</p> <p>年収約 270 万円から 360 万円未満までの子育て世帯について、松江市内の幼稚園及び幼保園の保育料負担を軽減するもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象の世帯及び子</th> <th colspan="2">保護者負担額（月額）</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとり親等の世帯以外の世帯における第 1 子</td> <td>6,000 円</td> <td>8,400 円</td> </tr> <tr> <td>ひとり親等の世帯における第 1 子※</td> <td>5,000 円</td> <td>7,400 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、ひとり親等の世帯においては、別の軽減措置により、既に保護者負担額は 0 円</p> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>	対象の世帯及び子	保護者負担額（月額）		改正後	現行	ひとり親等の世帯以外の世帯における第 1 子	6,000 円	8,400 円	ひとり親等の世帯における第 1 子※	5,000 円	7,400 円
対象の世帯及び子		保護者負担額（月額）									
	改正後	現行									
ひとり親等の世帯以外の世帯における第 1 子	6,000 円	8,400 円									
ひとり親等の世帯における第 1 子※	5,000 円	7,400 円									
<p>改正内容</p> <p>小児慢性特定疾病医療費の支給認定の権限が島根県から松江市に移ることに伴い、その支給認定について市長以外の機関から意見を聴取する規定を削除するもの。</p> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>											

議案番号	件名	要旨
議 第 28 号	松江市介護保険条例の一部改正について	松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 7 期）策定に伴い、所要の改正を行うもの。

備 考		
改正内容		
(1) 介護保険料の見直しを行い、保険料額の改定を行うもの。		
保険料率区分	平成 30 年度～平成 32 年度（改正後）	平成 27 年度～平成 29 年度（現行）
第 1 段階 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・市民税世帯非課税（合計所得金額+課税年金収入額 80 万円以下）	38,742 円 (34,200 円)	35,664 円 (31,500 円)
第 2 段階 市民税世帯非課税（合計所得金額+課税年金収入額 120 万円以下）で、第 1 段階に該当しない	54,239 円 (53,200 円)	49,930 円 (49,100 円)
第 3 段階 市民税世帯非課税で、第 1 段階及び第 2 段階に該当しない	58,113 円 (57,000 円)	53,496 円 (52,600 円)
第 4 段階 市民税本人非課税（世帯内課税者あり）（合計所得+課税年金収入額 80 万円以下）	69,736 円 (68,500 円)	64,196 円 (63,100 円)
第 5 段階 市民税本人非課税（世帯内課税者あり）で、第 4 段階に該当しない	77,484 円 (76,100 円)	71,328 円 (70,100 円)
第 6 段階 市民税本人課税（合計所得金額 125 万円未満）	89,107 円 (87,500 円)	82,028 円 (80,700 円)
第 7 段階 市民税本人課税（合計所得金額 125 万円以上 200 万円未満）	96,855 円 (95,100 円)	89,160 円 (87,700 円)
第 8 段階 市民税本人課税（合計所得金額 200 万円以上 300 万円未満）	116,226 円 (114,100 円)	106,992 円 (105,200 円)
第 9 段階 市民税本人課税（合計所得金額 300 万円以上 500 万円未満）	135,597 円 (133,200 円)	124,824 円 (122,800 円)
第 10 段階 市民税本人課税（合計所得金額 500 万円以上 700 万円未満）	154,968 円 (152,200 円)	142,656 円 (140,300 円)
第 11 段階 市民税本人課税（合計所得金額 700 万円以上 1,000 万円未満）	174,339 円 (171,200 円)	160,488 円 (157,800 円)

議案番号	件名	要旨
議 第 29 号	松江市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	松江市立病院の医療機能を適切に反映した診療科名とするため、所要の改正を行うもの。
議 第 30 号	松江市観光公園条例の一部改正について	都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園の制度が改正されるのと同様に観光公園においても、所要の改正を行うもの。
議 第 31 号	松江市美保関海の学苑ふるさと創生館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	松江市美保関海の学苑ふるさと創生館の健康増進施設のうち、温海水プールを廃止するため、所要の改正を行うもの。

備 考			
第 12 段 階	市民税本人課税 (合計所得金額1,000万 円以上)	178,214 円 (175,000 円)	164,055 円 (161,400 円)
<p>※ () 内は、松江市介護給付費準備基金の充当および減額賦課により、実際に被保険者が負担することとなる額</p> <p>(2) 保険料率区分中の合計所得金額につき、特別控除額を控除した額を用いるもの。</p> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>			
<p>改正内容 松江市立病院の標榜する診療科名を次のとおり改めるもの。</p> <p>(1) 糖尿病・内分泌内科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、胸部外科、救急科及び病理診断科を加えるもの。</p> <p>(2) 消化器科を消化器内科に変更するもの。</p> <p>(3) 循環器科を循環器内科に変更するもの。</p> <p>(4) 呼吸器科を呼吸器内科に変更するもの。</p> <p>(5) 放射線科を放射線診断科、放射線治療科に変更するもの。</p> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>			
<p>改正内容</p> <p>(1) 観光公園の管理は、観光公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するよう行うものとするもの。</p> <p>(2) 非常災害の被災者を収容するための仮設工作物について、観光公園の占用期間の上限を、6 月から 1 年に延長するもの。</p> <p>(3) 観光公園の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとするもの。併せて、その構成や運営について、必要な事項を定めるもの。</p> <p>(4) 条の追加による条ずれに伴い、条文を整理するもの。</p> <p>施行期日 公布の日。ただし、(1)の改正については平成 30 年 4 月 1 日</p>			
<p>改正内容</p> <p>(1) 温海水プールの利用時間の規定を削るもの。</p> <p>(2) 温海水プールの利用料金の規定を削るもの。</p> <p>(3) 回数券及び年間会員券の規定を削るもの。</p> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>			

議案番号	件名	要旨
議 第 32 号	松江市農山漁村公園条例の一部改正について	都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園の制度が改正されるのと同様に農山漁村公園においても、所要の改正を行うもの。
議 第 33 号	松江市中国牡丹園の設置及び管理に関する条例の廃止について	松江市中国牡丹園を、牡丹品種の保存施設としての機能に特化させるため、花卉生産振興センターの附属施設として位置付けることに伴い、条例を廃止するもの。
議 第 34 号	松江市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について	土地改良法の改正に伴い、県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例を制定するもの。

備考								
<p>改正内容</p> <p>(1) 農山漁村公園の管理は、農山漁村公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するよう行うものとするもの。</p> <p>(2) 非常災害の被災者を収容するための仮設工作物について、農山漁村公園の占用期間の上限を、6 月から 1 年に延長するもの。</p> <p>(3) 農山漁村公園の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会を組織することができることとするもの。併せて、その構成や運営について、必要な事項を定めるもの。</p> <p>(4) 条の追加による条ずれに伴い、条文を整理するもの。</p> <p>施行期日 公布の日。ただし、(1)の改正については平成 30 年 4 月 1 日</p>								
<p>施設概要</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>松江市中国牡丹園</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>松江市八束町入江 1077 番地 1</td> </tr> <tr> <td>設置年月</td> <td>平成 5 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>施設内容</td> <td>圃場、管理棟、トイレ、駐車場</td> </tr> </table> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>	名称	松江市中国牡丹園	位置	松江市八束町入江 1077 番地 1	設置年月	平成 5 年 3 月	施設内容	圃場、管理棟、トイレ、駐車場
名称	松江市中国牡丹園							
位置	松江市八束町入江 1077 番地 1							
設置年月	平成 5 年 3 月							
施設内容	圃場、管理棟、トイレ、駐車場							
<p>制定内容</p> <p>(1) 県が行う土地改良事業（農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した農用地等を対象とした県が行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。）の施行地域内の農用地等について、当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途に供するため所有権の移転、又は目的外用途に供した場合は、その者から特別徴収金を徴収するもの。</p> <p>(2) 機構関連事業の施行地域内の農用地等について、当該機構関連事業の計画において予定する用途以外の用途に供するため農地中間管理権の解除等をした者等から、特別徴収金を徴収するもの。</p> <p>(3) 特別徴収金の額は、県が行う土地改良事業のために市が負担した額のうち、その徴収に係る土地の面積に相応する額の範囲において市長が定めることとする。</p> <p>施行期日 公布の日</p> <p>経過措置 この条例は、土地改良法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 39 号）の施行の日以後に法の規定により県営土地改良事業の開始の手続が完了したものに係る土地につき、この条例の施行の日以後に第 2 条に規定する行為を行った場合について適用する。</p>								

議案番号	件名	要旨
議 第 35 号	松江市史跡公園条例の一部改正について	都市公園法及び都市公園法施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、都市公園の制度が改正されると同様に史跡公園においても、所要の改正を行うもの。
議 第 36 号	松江市景観条例の一部改正について	景観計画重点区域に「石橋一区景観形成区域」を指定し、及び景観計画区域内に「太陽光発電設備景観形成基準」を策定することに伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 37 号	松江市屋外広告物条例の一部改正について	景観保全型広告整備区域に「石橋一区景観形成区域」を指定すること及び「大手前通り地区計画区域」を名称変更することに伴い、所要の改正を行うもの。

備考
<p>改正内容</p> <p>(1) 史跡公園の管理は、史跡公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するよう行うものとするもの。</p> <p>(2) 非常災害の被災者を収容するための仮設工作物について、史跡公園の占用期間の上限を、6月から1年に延長するもの。</p> <p>(3) 史跡公園の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとするもの。併せて、その構成や運営について、必要な事項を定めるもの。</p> <p>(4) この条例の適用となる都市公園に設ける運動施設の敷地面積の上限基準について、今回新たに設ける松江市都市公園条例第5条の2の規定が、この条例に及ぶこととするもの。</p> <p>(5) 条の追加による条ずれに伴い、条文を整理するもの。</p> <p>施行期日 公布の日。ただし、(1)の改正については平成30年4月1日</p> <p>《参考》 ※松江市都市公園条例第5条の2とは 政令第8条第1項の規定により、条例で、都市公園における運動施設の敷地面積の上限は、当該都市公園の敷地面積に対し100分の50とするもの。</p>
<p>改正内容</p> <p>(1) 工作物の定義に太陽光発電設備を加えるもの。</p> <p>(2) 景観計画重点区域に石橋一区景観形成区域を指定するもの。</p> <p>(3) 景観法では、景観計画区域内での建築物の建築等のうち、届出を要しない行為を条例で定めることとしており、石橋一区景観形成区域についてもこれを定めるもの。</p> <p>(4) 都市計画で定める景観地区内における工作物の設置の制限に関し、太陽光パネルの基準を加えるもの。</p> <p>施行期日 平成30年7月1日</p> <p>経過措置</p> <p>(1) 本条例を施行する際に、石橋一区景観形成区域内で現に工事中の建築物の建築等及び工作物の建設等については、従前の例によることとする経過措置を設けるもの。</p> <p>(2) 本条例を施行する際に、景観地区内に現に存し、又は工事中の太陽光パネルについては、太陽光パネルの基準を適用しないこととする経過措置を設けるもの。</p>
<p>改正内容</p> <p>(1) 景観保全型広告整備区域に「石橋一区景観形成区域」を指定するもの。</p> <p>(2) 「大手前通り地区計画区域」を「大手前通り景観形成区域」に名称変更するもの。</p> <p>(3) 引用する法律の項ずれに伴い、条文を整理するもの。</p> <p>施行期日 平成30年7月1日。ただし、(3)の改正については平成30年4月1日</p>

議案番号	件名	要旨
議 第 38 号	松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 39 号	松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の一部改正について	ごみの減量と資源化への誘導を図り、近隣自治体との均衡を踏まえ、一般廃棄物処理経費の安定的な財源確保のため、適正な処理手数料の設定を行う必要性から、所要の改正を行うもの。

備考																																																																																	
<p>改正内容</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 7 の規定に基づき 2 以上の事業者が産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合の認定申請に係る手数料の額を新たに定めるもの。</p> <p>(1) 2 以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料 1 件につき 147,000 円</p> <p>(2) 2 以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定事項の変更認定申請手数料 1 件につき 134,000 円</p> <p>施行期日</p> <p>平成 30 年 4 月 1 日</p>																																																																																	
<p>改正内容</p> <p>(1) 松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例</p> <p>ア 一般廃棄物分類の呼称及び手数料の金額を改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">(改正案)</th> <th colspan="3">(現行)</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">もやせる ごみ</td> <td>10 リットル</td> <td>13 円</td> <td rowspan="4">燃やせる ごみ</td> <td>10 リットル</td> <td>10 円</td> </tr> <tr> <td>20 リットル</td> <td>27 円</td> <td>20 リットル</td> <td>20 円</td> </tr> <tr> <td>30 リットル</td> <td>40 円</td> <td>30 リットル</td> <td>30 円</td> </tr> <tr> <td>45 リットル</td> <td>60 円</td> <td>45 リットル</td> <td>41 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">紙製容器 包装資源 及びプラ スチック 製容器包 装資源</td> <td>20 リットル</td> <td>14 円</td> <td rowspan="3">紙製容器 包装ごみ 及びプラ スチック 製容器包 装ごみ</td> <td>20 リットル</td> <td>14 円</td> </tr> <tr> <td>30 リットル</td> <td>16 円</td> <td>30 リットル</td> <td>16 円</td> </tr> <tr> <td>45 リットル</td> <td>19 円</td> <td>45 リットル</td> <td>19 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">金属資源</td> <td>20 リットル</td> <td>14 円</td> <td rowspan="3">金属ごみ</td> <td>20 リットル</td> <td>14 円</td> </tr> <tr> <td>30 リットル</td> <td>16 円</td> <td>30 リットル</td> <td>16 円</td> </tr> <tr> <td>45 リットル</td> <td>19 円</td> <td>45 リットル</td> <td>19 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 一般廃棄物の種別に「粗大ごみ」を新設し、1 個につき 750 円の手数料を徴収する。</p> <p>ウ し尿及び浄化槽汚泥等処理に係る単位及び金額を改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">(改正案)</th> <th colspan="3">(現行)</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>し尿</td> <td>18リットルごとに</td> <td>210円</td> <td rowspan="2">し尿</td> <td>18リットル又はその端数につき</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>浄化槽 汚泥等</td> <td>18リットルごとに(月計)</td> <td>74円</td> <td>18リットル又はその端数(月計)につき</td> <td>59円</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 「し尿」を臨時に処理する場合の単位及び金額を新設する。</p> <p>仮設トイレ 1 基につき 1,050 円</p> <p>18 リットルごとに 210 円</p>	(改正案)			(現行)			種別	単位	金額	種別	単位	金額	もやせる ごみ	10 リットル	13 円	燃やせる ごみ	10 リットル	10 円	20 リットル	27 円	20 リットル	20 円	30 リットル	40 円	30 リットル	30 円	45 リットル	60 円	45 リットル	41 円	紙製容器 包装資源 及びプラ スチック 製容器包 装資源	20 リットル	14 円	紙製容器 包装ごみ 及びプラ スチック 製容器包 装ごみ	20 リットル	14 円	30 リットル	16 円	30 リットル	16 円	45 リットル	19 円	45 リットル	19 円	金属資源	20 リットル	14 円	金属ごみ	20 リットル	14 円	30 リットル	16 円	30 リットル	16 円	45 リットル	19 円	45 リットル	19 円	(改正案)			(現行)			種別	単位	金額	種別	単位	金額	し尿	18リットルごとに	210円	し尿	18リットル又はその端数につき	195円	浄化槽 汚泥等	18リットルごとに(月計)	74円	18リットル又はその端数(月計)につき	59円
(改正案)			(現行)																																																																														
種別	単位	金額	種別	単位	金額																																																																												
もやせる ごみ	10 リットル	13 円	燃やせる ごみ	10 リットル	10 円																																																																												
	20 リットル	27 円		20 リットル	20 円																																																																												
	30 リットル	40 円		30 リットル	30 円																																																																												
	45 リットル	60 円		45 リットル	41 円																																																																												
紙製容器 包装資源 及びプラ スチック 製容器包 装資源	20 リットル	14 円	紙製容器 包装ごみ 及びプラ スチック 製容器包 装ごみ	20 リットル	14 円																																																																												
	30 リットル	16 円		30 リットル	16 円																																																																												
	45 リットル	19 円		45 リットル	19 円																																																																												
金属資源	20 リットル	14 円	金属ごみ	20 リットル	14 円																																																																												
	30 リットル	16 円		30 リットル	16 円																																																																												
	45 リットル	19 円		45 リットル	19 円																																																																												
(改正案)			(現行)																																																																														
種別	単位	金額	種別	単位	金額																																																																												
し尿	18リットルごとに	210円	し尿	18リットル又はその端数につき	195円																																																																												
浄化槽 汚泥等	18リットルごとに(月計)	74円		18リットル又はその端数(月計)につき	59円																																																																												

議案番号	件名	要旨

備考				
オ 事業系一般廃棄物及びその他の一般廃棄物を臨時に処理する場合の単位及び金額を改める。				
(改正案)			(現行)	
種別	単位	金額	単位	金額
事業系一般廃棄物	1回の搬入量が100キログラム以下のとき	2,000円	100キログラム又は端数につき	1,540円
	1回の搬入量が100キログラムを超えるとき	2,000円に、100キログラムを超える部分が10キログラムごとに200円を加えた額	←	
その他の一般廃棄物	1回の搬入量が50キログラム以下のとき	500円	100キログラム又は端数につき	410円
	1回の搬入量が50キログラムを超えるとき	500円に、50キログラムを超える部分が10キログラムごとに80円を加えた額		
カ 産業廃棄物の処理費用の単位及び金額を改める。				
(改正案)			(現行)	
	単位	金額	単位	金額
	1回の搬入量が100キログラム以下のとき	2,000円	100キログラム又は端数につき	1,540円
	1回の搬入量が100キログラムを超えるとき	2,000円に、100キログラムを超える部分が10キログラムごとに200円を加えた額	←	
(2) 松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例				
ア 処理手数料に係る証紙の種類を改める。				
イ 第7条第1項ただし書による、証紙の種類や形式等の変更があった場合の現金還付及び交換について、5年の期限を設ける。				
施行期日				
平成30年10月1日。ただし、粗大ごみの手数料に係ることについては平成31年4月1日とする。				
準備行為				
改正後の手数料の徴収に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。				
経過措置				
(1) 平成31年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「新廃棄物処理条例」という。)別表第1の1の規定にかかわらず、第3条の規定による改正前の松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例(以下「旧収入証紙条例」という。)第5条第1項の規定により売りさばかれた旧収入証紙条例第3条第1項に規定する10円証紙、20円証紙、30円証紙及び41円証紙を使用する場合は、もやせるごみの手数料は、なお従前の例による。				
(2) 旧収入証紙条例第5条第1項の規定により売りさばかれた旧収入証紙条例第3条第1項に規定する10円証紙、20円証紙、30円証紙及び41円証紙は、前項の規定が適用される間、なおその効力を有する。				

議案番号	件名	要旨
議 第 40 号	松江市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	建築基準法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 41 号	松江市営住宅条例の一部改正について	公営住宅法、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正並びに国の定める犯罪被害者等の公営住宅への入居に係る取扱いの改正に伴い、所要の改正を行うもの。

備 考										
<p>(3) 新廃棄物処理条例第 18 条第 4 項ただし書の規定により、一般廃棄物の収集・運搬を業として行う者が、新廃棄物処理条例別表第 1 の 3 に規定する手数料（事業系一般廃棄物に係るものに限る。）を、市長の発行する納入通知書により納付する場合、当該手数料の額は、同表に掲げる手数料の額に、次の表の搬入期間に応じそれぞれ同表に掲げる率を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>搬入期間</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで</td> <td>0.875</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで</td> <td>0.940</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 第 3 条の規定による改正後の松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例第 7 条第 1 項ただし書の規定により、証紙を返還し現金の還付を受け、又は他の証紙と交換する場合において、この条例の施行日前に売りさばかれた 12 円証紙、15 円証紙、18 円証紙及び 40 円証紙については、同条第 2 項の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までの間に限り、現金の還付又は他の証紙との交換を請求することができる。</p>	搬入期間	率	平成 30 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	0.875	平成 32 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで	0.940				
搬入期間	率									
平成 30 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	0.875									
平成 32 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで	0.940									
<p>改正内容</p> <p>(1) 新たな用途地域の類型として、田園住居地域が加わることにより、用途地域等内の建築物の制限を定めた法別表第 2 に項ずれが生じるため、引用する文言の整理を行うもの。</p> <p>(2) 「建ぺい率」を「建蔽率」に改めるもの。</p> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>										
<p>改正内容</p> <p>(1) 犯罪被害者等の居住の安定を図り、自立を支援するため、市営住宅へ優先的に入居することができる者に、犯罪被害者等を追加するもの。</p> <p>(2) 市営住宅入居者が認知症患者等であり、収入申告をすることが困難な事情にあると市長が認める場合、収入申告義務を免除し、職権により把握した収入に応じて家賃を決定できることとするもの。</p> <p>(3) 老朽化した市営住宅を廃止するもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設年度</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>構造</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 34 年度</td> <td>崎田住宅</td> <td>松江市東出雲町揖屋 2728 番地 20</td> <td>木造平屋建</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 引用する法律の条ずれに伴い、条文を整理するもの。</p> <p>施行期日 平成 30 年 4 月 1 日</p>	建設年度	名称	所在地	構造	戸数	昭和 34 年度	崎田住宅	松江市東出雲町揖屋 2728 番地 20	木造平屋建	1
建設年度	名称	所在地	構造	戸数						
昭和 34 年度	崎田住宅	松江市東出雲町揖屋 2728 番地 20	木造平屋建	1						

議案番号	件名	要旨
議 第 42 号	松江市都市公園条例の一部改正について	都市公園法（以下「法」という。）及び都市公園法施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

備 考
<p>改正内容</p> <p>(1) 住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準 市の区域内及び市街地における住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、都市公園と同等の機能を果たす「市民緑地」が存するときは、それぞれの都市公園の敷地面積の標準から当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積以上とするもの。</p> <p>(2) 運動施設の敷地面積の上限基準 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積に対し100分の50を超えてはならないこととするもの。</p> <p>施行期日 公布の日</p> <p>《参考》</p> <p>※「市民緑地」とは 都市緑地法に基づき、土地又は人工地盤、建築物その他の工作物に設置される住民の利用に供する緑地又は緑化施設のことをいい、市民緑地には、地方公共団体又はみどり法人（緑地保全・緑化推進法人）が土地等の所有者と契約を締結して設置管理する市民緑地（市民緑地契約制度）と、民間主体が市区町村長による認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置管理する市民緑地（市民緑地設置管理計画の認定制度）がある。また、市民緑地は、住民の利用に供する緑地として都市公園と同等の機能を果たすものと評価される。</p> <p>※「運動施設」とは 法第2条第2項第5号及び政令第5条第4項の規定によるもので、主なものに、野球場、陸上競技場、水泳プール、サッカー場、テニスコート、ゲートボール場などがある。また、これらに類するもの及びこれらに附属する工作物も含まれる。</p>

議案番号	件名	要旨
議 第 43 号	松江市普通公園条例の一部改正について	都市公園法及び都市公園法施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、都市公園の制度が改正されるのと同様に普通公園においても、所要の改正を行うもの。 普通公園を追加するため、所要の改正を行うもの。
議 第 44 号	松江市公設浄化槽条例の一部改正について	平成 30 年度末をもって、新たな公設浄化槽の設置を終了することに伴い、所要の改正を行うもの。

備考				
<p>改正内容</p> <p>(1) 普通公園の管理は、普通公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するよう行うものとするもの。</p> <p>(2) 運動施設の敷地面積の上限基準 一の普通公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該普通公園の敷地面積に対し 100 分の 50 を超えてはならないこととするもの。</p> <p>(3) 非常災害の被災者を収容するための仮設工作物について、普通公園の占用期間の上限を、6 月から 1 年に延長するもの。</p> <p>(4) 普通公園の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとするもの。併せて、その構成や運営について、必要な事項を定めるもの。</p> <p>(5) 開発行為によりできた次の公園を松江市が設置する普通公園に加えるもの。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山代ヒルズ公園</td> <td>松江市山代町字鍛冶屋 464 番 15</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行期日 公布の日。ただし、(1)の改正については平成 30 年 4 月 1 日</p> <p>《参考》 ※「運動施設」とは 松江市普通公園条例第 7 条第 2 項第 2 号で引用する政令第 5 条第 4 項第 1 号の規定によるもので、主なものに、野球場、陸上競技場、水泳プール、サッカー場、テニスコート、ゲートボール場などがある。また、これらに類するもの及びこれらに附属する工作物も含まれる。</p>	名称	位置	山代ヒルズ公園	松江市山代町字鍛冶屋 464 番 15
名称	位置			
山代ヒルズ公園	松江市山代町字鍛冶屋 464 番 15			
<p>改正内容 公設浄化槽の設置対象要件に、平成 31 年 3 月 31 日までに設置申請があったものに限ることを加えるもの。</p> <p>施行期日 公布の日</p>				

議案番号	件名	要旨
議 第 45 号	松江市立南学校給食センター整備及び運営事業施設整備業務の請負契約締結について	<p>施設整備業務の概要</p> <p>松江市立南学校給食センター整備及び運営事業のうち、施設整備業務について、設計付松江市立南学校給食センター改築工事（鉄骨造 2 階建 延床面積 2,595 m²、他附属施設）の施工及び現南学校給食センター解体工事（鉄骨造 2 階建 延床面積 1,338 m²、他附属施設）の施工を行うもの。</p> <p>施設整備業務の契約の相手方 一畑工業・大前組特別共同企業体</p> <p>施設整備業務の契約金額 1,820,102,400 円</p>
議 第 46 号	財産の無償譲渡について	松江市が所有する旧松江市精神障害者地域生活支援センターをより柔軟に活用し、もって良質な障がい者福祉サービスの提供を確保するため、無償で譲渡するもの。
議 第 47 号	財産の無償譲渡について	松江市が所有するごみ集積所を、利用する当該地区において維持管理するため、無償で譲渡するもの。

備考																									
<p>事業概要</p> <p>(1) 事業目的 老朽化した南学校給食センターの建て替えにあたり、設計・施工から運営・維持管理までを一括して発注する DBO 方式を採用し、民間のノウハウや創意工夫によって、効率的かつ効果的に事業を推進するもの。</p> <p>(2) 事業期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 42 年 3 月 31 日まで</p> <table border="0"> <tr> <td>施設整備期間</td> <td>平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>開業準備期間</td> <td>平成 32 年 2 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>運営・維持管理期間</td> <td>平成 32 年 4 月 1 日から平成 42 年 3 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>現施設解体撤去期間</td> <td>平成 32 年 4 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで</td> </tr> </table> <p>(3) 総事業費 3,550,985,460 円</p> <p>契約の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約</p> <p>※施設整備業務、運営業務委託及び維持管理業務委託を包括する「松江市立南学校給食センター整備及び運営事業」の事業者グループを公募したもの。</p> <p>基本契約の最優秀提案者 東洋食品グループ</p> <table border="1"> <tr> <td>代表企業</td> <td>運営企業</td> <td>株式会社 東洋食品</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">構成企業</td> <td>施設整備企業</td> <td>一畑工業・大前組特別共同企業体</td> </tr> <tr> <td>維持管理企業</td> <td>北陽ビル管理株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="4">協力企業</td> <td>矢野建築設計事務所有限公司</td> </tr> <tr> <td>株式会社第一設計</td> </tr> <tr> <td>株式会社中電工島根統括支社</td> </tr> <tr> <td>山陰アイホー調理機株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>株式会社アイホー</td> </tr> </table>	施設整備期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日まで	開業準備期間	平成 32 年 2 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	運営・維持管理期間	平成 32 年 4 月 1 日から平成 42 年 3 月 31 日まで	現施設解体撤去期間	平成 32 年 4 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで	代表企業	運営企業	株式会社 東洋食品	構成企業	施設整備企業	一畑工業・大前組特別共同企業体	維持管理企業	北陽ビル管理株式会社	協力企業		矢野建築設計事務所有限公司	株式会社第一設計	株式会社中電工島根統括支社	山陰アイホー調理機株式会社			株式会社アイホー
施設整備期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日まで																								
開業準備期間	平成 32 年 2 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで																								
運営・維持管理期間	平成 32 年 4 月 1 日から平成 42 年 3 月 31 日まで																								
現施設解体撤去期間	平成 32 年 4 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで																								
代表企業	運営企業	株式会社 東洋食品																							
構成企業	施設整備企業	一畑工業・大前組特別共同企業体																							
	維持管理企業	北陽ビル管理株式会社																							
協力企業		矢野建築設計事務所有限公司																							
		株式会社第一設計																							
		株式会社中電工島根統括支社																							
		山陰アイホー調理機株式会社																							
		株式会社アイホー																							
<p>譲渡する財産</p> <p>名称 旧松江市精神障害者地域生活支援センター</p> <p>位置 松江市嫁島町 4 番 29 号</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 497.23 m² (昭和 52 年 2 月 1 日竣工)</p> <p>譲渡の相手方 松江市嫁島町 4 番 29 号 特定非営利活動法人松江さくら会</p>																									
<p>譲渡する財産</p> <p>名称、位置及び構造</p> <table border="0"> <tr> <td>入江地区ごみ集積所（川井）</td> <td>松江市八束町入江 1358 番地</td> <td>非木造</td> <td>26.60 m² (平成 12 年 3 月 24 日竣工)</td> </tr> <tr> <td>入江地区ごみ集積所（大灘）</td> <td>松江市八束町入江 1341 番地</td> <td>非木造</td> <td>26.60 m² (平成 11 年 3 月 31 日竣工)</td> </tr> <tr> <td>入江地区ごみ集積所（深浦）</td> <td>松江市八束町入江 1316 番地</td> <td>非木造</td> <td>26.60 m² (平成 11 年 3 月 31 日竣工)</td> </tr> <tr> <td>入江地区ごみ集積所（柳屋）</td> <td>松江市八束町入江 1264 番地</td> <td>非木造</td> <td>22.60 m² (平成 12 年 3 月 24 日竣工)</td> </tr> </table> <p>譲渡の相手方 松江市八束町入江 262 番地 入江区</p>	入江地区ごみ集積所（川井）	松江市八束町入江 1358 番地	非木造	26.60 m ² (平成 12 年 3 月 24 日竣工)	入江地区ごみ集積所（大灘）	松江市八束町入江 1341 番地	非木造	26.60 m ² (平成 11 年 3 月 31 日竣工)	入江地区ごみ集積所（深浦）	松江市八束町入江 1316 番地	非木造	26.60 m ² (平成 11 年 3 月 31 日竣工)	入江地区ごみ集積所（柳屋）	松江市八束町入江 1264 番地	非木造	22.60 m ² (平成 12 年 3 月 24 日竣工)									
入江地区ごみ集積所（川井）	松江市八束町入江 1358 番地	非木造	26.60 m ² (平成 12 年 3 月 24 日竣工)																						
入江地区ごみ集積所（大灘）	松江市八束町入江 1341 番地	非木造	26.60 m ² (平成 11 年 3 月 31 日竣工)																						
入江地区ごみ集積所（深浦）	松江市八束町入江 1316 番地	非木造	26.60 m ² (平成 11 年 3 月 31 日竣工)																						
入江地区ごみ集積所（柳屋）	松江市八束町入江 1264 番地	非木造	22.60 m ² (平成 12 年 3 月 24 日竣工)																						

議案番号	件名	要旨
議第48号	財産の無償譲渡について	松江市が所有するごみ集積所を、利用する当該地区において維持管理するため、無償で譲渡するもの。
議第49号	財産の無償譲渡について	松江市が所有するごみ集積所を、利用する当該地区において維持管理するため、無償で譲渡するもの。
議第50号	財産の無償譲渡について	松江市が所有するごみ集積所を、利用する当該地区において維持管理するため、無償で譲渡するもの。
議第51号	財産の無償譲渡について	松江市が所有するごみ集積所を、利用する当該地区において維持管理するため、無償で譲渡するもの。
議第52号	財産の無償譲渡について	松江市が所有する八束波入地区学習等供用施設を、地域自治会活動の拠点としての活用に供するため、無償で譲渡するもの。
議第53号	財産の無償譲渡について	松江市が所有する八束入江地区学習等供用施設を、地域自治会活動の拠点としての活用に供するため、無償で譲渡するもの。

備考
譲渡する財産 名称、位置及び構造 二子地区ごみ集積所（西） 松江市八束町二子 1256 番地 非木造 7.85 m ² （平成7年3月31日竣工） 二子地区ごみ集積所（中央西） 松江市八束町二子 1287 番地 非木造 31.92 m ² （平成7年3月31日竣工） 譲渡の相手方 松江市八束町二子 183 番地 4 二子地区
譲渡する財産 名称 寺津地区ごみ集積所 位置 松江市八束町寺津 101 番地 構造 非木造 21.40 m ² （平成15年10月27日竣工） 譲渡の相手方 松江市八束町寺津 34 番地 1 寺津地区自治会
譲渡する財産 名称 馬渡地区ごみ集積所 位置 松江市八束町馬渡 287 番地 2 構造 非木造 25.78 m ² （平成10年10月14日竣工） 譲渡の相手方 松江市八束町馬渡 376 番地 「いこいセンター」内 馬渡地区自治会
譲渡する財産 名称 遅江地区ごみ集積所(1) 位置 松江市八束町遅江 1369 番地 4 構造 非木造 28.38 m ² （平成10年3月31日竣工） 譲渡の相手方 松江市八束町遅江 1205 番地 6 遅江地区自治会
譲渡する財産 名称 八束波入地区学習等供用施設 位置 松江市八束町波入 2756 番地 1 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 147.40 m ² （昭和55年3月竣工） 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 32.07 m ² （附属建物） 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 11.83 m ² （附属建物） 譲渡の相手方 松江市八束町波入 2756 番地 1 波入区
譲渡する財産 名称 八束入江地区学習等供用施設 位置 松江市八束町入江 262 番地 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 171.69 m ² （昭和55年11月竣工） 譲渡の相手方 松江市八束町入江 262 番地 入江区

議案番号	件名	要旨
議 第 54 号	財産の無償譲渡について	松江市が所有する八束二子地区学習等供用施設を、地域自治会活動の拠点としての活用に供するため、無償で譲渡するもの。
議 第 55 号	財産の無償貸付けについて	松江市が所有するホットランドやくもを、地元団体に無償で貸し付けるもの。
議 第 56 号	財産の減額貸付けについて	松江市八幡町地内の土地を、松江森林組合に 8 割の減額で貸し付けるもの。
議 第 57 号	財産の取得について	企業誘致用地として土地を取得するもの。 取得の相手方 松江市末次町 86 番地 松江市土地開発公社 取得金額 550,708,875 円

備考
譲渡する財産 名称 八束二子地区学習等供用施設 位置 松江市八束町二子 183 番地 1 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 147.40 m ² (昭和 62 年 1 月竣工) 譲渡の相手方 松江市八束町二子 183 番地 4 二子地区
無償貸付けをする財産 建物 位置 松江市八雲町熊野 772 番地 3 構造 鉄筋コンクリート造地上 2 階地下 1 階建 延床面積 2,236.04 平方メートル 無償貸付けの相手方 松江市八雲町熊野 772 番地 3 合同会社ホットランドやくも 無償貸付けの目的 松江市が所有するホットランドやくもを地元団体が自主運営し、市民の福祉を増進し、地域の活性化を図るため。 貸付期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
減額貸付けをする財産 土地 所在 松江市八幡町字灘大土手外 880 番 88 及び同 880 番 58 地目 原野 面積 13,567.83 平方メートル 減額貸付けの相手方 松江市乃白町 219 番地 松江森林組合 減額貸付けの目的 当該土地を木材集積場用地として提供することにより、木質バイオマス燃料の安定供給を図り、松江市の森林整備を加速させ、林業の振興及び経営基盤の強化並びに雇用の促進を図るため。 貸付期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 減額後の貸付料の額 1,237,387 円
取得する財産 土地 17,387.78 平方メートル 財産の所在 松江市八幡町字灘大土手外 880 番 46 取得の方法 随意契約

議案番号	件名	要旨
議 第 58 号	包括外部監査契約の締結について	地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、平成 30 年度における包括外部監査契約を締結するもの。
議 第 59 号	過疎地域自立促進市町村計画の変更について	過疎地域自立促進特別措置法第 6 条の規定に基づき、過疎地域自立促進計画(平成 28 年度～平成 32 年度)を変更するもの。
議 第 60 号	松江市法田辺地総合整備計画を定めることについて	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条の規定により、松江市法田辺地総合整備計画(平成 30 年度～平成 33 年度)を策定するもの。
議 第 61 号	公有水面埋立に関する意見について	公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定に基づき、中海の公有水面埋立について同法における埋立免許権者(河川区域)である島根県知事から照会があったので、異存がない旨の回答をすることについて議会の議決を求めるもの。
議 第 62 号	公有水面埋立に関する意見について	公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定に基づき、中海の公有水面埋立について港湾法第 58 条第 2 項における埋立免許権者(港湾区域)である揖屋港港湾管理者松江市代表者の松江市長から照会があったので、異存がない旨の回答をすることについて議会の議決を求めるもの。
議 第 63 号	市道路線の廃止について	道路法第 10 条第 1 項の規定により市道路線を廃止するもの。
議 第 64 号	市道路線の認定について	道路法第 8 条第 1 項の規定により市道路線を認定するもの。

備 考	
契約の目的	包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契約金額	12,000,000 円を上限とする額
契約の相手方	氏名 福田 真也 資格 弁護士
契約の始期	平成 30 年 4 月 1 日
対象区域	松江市美保関町の区域
計画変更の理由	過疎対策事業債を活用するためには対象事業の過疎計画への掲載が必要であり、過疎対策事業債の活用が見込まれる事業を追加掲載するため
計画の主な変更点	(1) 万原地区に艇庫を整備するためのハード事業の追加掲載 (2) 景観の保全及び地域の安心・安全なまちづくりを行うために、旧片江小学校・旧福浦小学校等を除却するためのソフト事業の追加掲載
概算事業費	変更前 4,158,016 千円 変更後 4,243,066 千円(増額 88,050 千円)
辺地の概況	(1) 辺地を構成する町又は字の名称 松江市美保関町諸喰 (2) 地域の中心の位置 松江市美保関町諸喰 78 番地 (3) 辺地度数 124 点
事業内容	市道福浦法田線改良事業 (1) 工事区間 2,211m (2) 事業期間 H30～H33 年度 (3) 事業費 300,000 千円 辺地債 300,000 千円
事業者	島根県
埋立区域	松江市東出雲町揖屋地内堤及び道の地先公有水面
埋立面積	第 1 工区 43.43 m ² 第 2 工区 480.79 m ² 合計 524.22 m ²
埋立目的	道路用地
事業者	島根県
埋立区域	松江市東出雲町揖屋地内堤及び道の地先公有水面
埋立面積	第 1 工区 43.43 m ² 第 2 工区 480.79 m ² 合計 524.22 m ²
埋立目的	道路用地
市道路線の整理再編によるもの	4 路線
開発道路の市道編入によるもの	2 路線
市街地再開発事業により整備された道路の市道編入によるもの	1 路線
市道路線の整理再編によるもの	5 路線

議案番号	件名	要旨
議 第 65 号	指定管理者の指定について	松江市八束町地域情報通信施設の指定管理者を指定するもの。
議 第 66 号	指定管理者の指定について	松江市西菅田集会所の指定管理者を指定するもの。
議 第 67 号	指定管理者の指定について	松江市立恵曇保育所、松江市立マリン保育所及び松江市立野波保育所の指定管理者を指定するもの。
議 第 68 号	指定管理者の指定について	松江市立八雲児童センターの指定管理者を指定するもの。
議 第 69 号	指定管理者の指定について	松江市美保関高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定するもの。
議 第 70 号	指定管理者の指定について	御津老人福祉センターの指定管理者を指定するもの。
議 第 71 号	指定管理者の指定について	大芦老人福祉センターの指定管理者を指定するもの。
議 第 72 号	指定管理者の指定について	東出雲老人福祉センターの指定管理者を指定するもの。
議 第 73 号	指定管理者の指定について	松江市美保関西ふれあいプラザの指定管理者を指定するもの。

備 考
施設名称 松江市八束町地域情報通信施設（松江市八束町波入 2060 番地） 指定管理者 松江市八束町地域情報通信協会（松江市八束町波入 2060 番地） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市西菅田集会所（松江市菅田町 130 番地 1） 指定管理者 西菅田町内会（松江市菅田町 130 番地 1） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市立恵曇保育所（松江市鹿島町武代 181 番地） 松江市立マリン保育所（松江市島根町大芦 2189 番地 2） 松江市立野波保育所（松江市島根町野波 2321 番地 2） 指定管理者 社会福祉法人松江福祉会（松江市千鳥町 70 番地） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日（4 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市立八雲児童センター（松江市八雲町東岩坂 111 番地 5） 指定管理者 社会福祉法人松江市社会福祉協議会（松江市千鳥町 70 番地） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市美保関高齢者生活福祉センター（松江市美保関町片江 2268 番地 8） 指定管理者 社会福祉法人松江市社会福祉協議会（松江市千鳥町 70 番地） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 御津老人福祉センター（松江市鹿島町御津 478 番地） 指定管理者 御津区（松江市鹿島町御津 478 番地） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 大芦老人福祉センター（松江市島根町大芦 2173 番地 1） 指定管理者 島根町大芦地区自治会（松江市島根町大芦 1524 番地） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日（6 月間） 選定方法 非公募
施設名称 東出雲老人福祉センター（松江市東出雲町揖屋 1177 番地 1） 指定管理者 社会福祉法人松江市社会福祉協議会（松江市千鳥町 70 番地） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市美保関西ふれあいプラザ（松江市美保関町片江 2268 番地 8） 指定管理者 社会福祉法人松江市社会福祉協議会（松江市千鳥町 70 番地） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募

議案番号	件名	要旨
議 第 74 号	指定管理者の指定について	別所ほほえみ会館の指定管理者を指定するもの。
議 第 75 号	指定管理者の指定について	松江市秋桑すこやか会館の指定管理者を指定するもの。
議 第 76 号	指定管理者の指定について	松江市東出雲おちらと村の指定管理者を指定するもの。
議 第 77 号	指定管理者の指定について	ふじのみ園の指定管理者を指定するもの。
議 第 78 号	指定管理者の指定について	松江市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者を指定するもの。
議 第 79 号	指定管理者の指定について	松江市総合文化センターの指定管理者を指定するもの。
議 第 80 号	指定管理者の指定について	松江市人と情報・文化の交流館の指定管理者を指定するもの。
議 第 81 号	指定管理者の指定について	松江市八雲かやぶき交流館の指定管理者を指定するもの。
議 第 82 号	指定管理者の指定について	松江市宍道 B&G 海洋センターの指定管理者を指定するもの。

備 考
施設名称 別所ほほえみ会館（松江市八雲町東岩坂 1651 番地 1） 指定管理者 別所自治協議会（松江市八雲町東岩坂 1651 番地 1） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市秋桑すこやか会館（松江市八雲町西岩坂 1867 番地 1） 指定管理者 秋桑振興委員会（松江市八雲町西岩坂 1867 番地 1） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市東出雲おちらと村（松江市東出雲町上意東 1965 番地 1） 指定管理者 社会福祉法人草雲会（松江市東出雲町出雲郷 493 番地） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 ふじのみ園（松江市春日町 532 番地 5） 指定管理者 社会福祉法人松江福祉会（松江市千鳥町 70 番地） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市精神障害者地域生活支援センター（アクティヴきたほり）（松江市北堀町 48 番地） 指定管理者 特定非営利活動法人こころ（松江市北堀町 48 番地） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市総合文化センター（プラバホール）（松江市西津田六丁目 5 番 44 号） 指定管理者 NPO 法人松江音楽協会（松江市西津田六丁目 5 番 44 号） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市人と情報・文化の交流館（マリンプラザしまね）（松江市島根町加賀漁港内） 指定管理者 一般社団法人加賀潜戸遊覧船（松江市島根町加賀 6120 番地 14） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日（4 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市八雲かやぶき交流館（松江市八雲町平原 261 番地） 指定管理者 特定非営利活動法人あしぶえ（松江市八雲町平原 481 番地 1） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市宍道 B&G 海洋センター（松江市宍道町上来待 210 番地 1） 指定管理者 株式会社きまち湯治村（松江市宍道町上来待 206 番地 5） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募

議案番号	件名	要旨
議 第 83 号	指定管理者の指定について	松江市ニュースポーツ公園ターゲット・バードゴルフ場及び松江市ニュースポーツ公園グラウンドゴルフ場の指定管理者を指定するもの。
議 第 84 号	指定管理者の指定について	鹿島武道館、鹿島御津地区体育館及び鹿島片句運動場の指定管理者を指定するもの。
議 第 85 号	指定管理者の指定について	島根体育館、島根総合公園運動広場及び島根スポーツ広場の指定管理者を指定するもの。
議 第 86 号	指定管理者の指定について	松江市鹿島農業支援施設の指定管理者を指定するもの。
議 第 87 号	指定管理者の指定について	鹿島講武生活改善センターの指定管理者を指定するもの。
議 第 88 号	指定管理者の指定について	宍道農村環境改善センターの指定管理者を指定するもの。
議 第 89 号	指定管理者の指定について	松江市宍道菅原農村生産ターミナルの指定管理者を指定するもの。
議 第 90 号	指定管理者の指定について	松江市宍道農産物処理加工施設の指定管理者を指定するもの。

備 考
施設名称 松江市ニュースポーツ公園ターゲット・バードゴルフ場（松江市東長江町 927 番地） 松江市ニュースポーツ公園グラウンドゴルフ場（松江市東長江町 927 番地） 指定管理者 松江市ニュースポーツ公園管理組合（松江市東長江町 832 番地） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日（4 年間） 選定方法 非公募
施設名称 鹿島武道館（松江市鹿島町名分 1539 番地 2） 鹿島御津地区体育館（松江市鹿島町御津 800 番地） 鹿島片句運動場（松江市鹿島町片句 483 番地 2） 指定管理者 特定非営利活動法人鹿島体育協会（松江市鹿島町名分 1539 番地 2） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日（4 年間） 選定方法 非公募
施設名称 島根体育館（松江市島根町加賀 1455 番地） 島根総合公園運動広場（松江市島根町大芦 1184 番地 1） 島根スポーツ広場（松江市島根町野波 2376 番地 1） 指定管理者 松江市島根体育協会（松江市島根町加賀 1455 番地） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日（4 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市鹿島農業支援施設（松江市鹿島町北講武 4 番地 1） 指定管理者 島根県農業協同組合（松江市殿町 19 番地 1） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 鹿島講武生活改善センター（松江市鹿島町北講武 3 番地 1） 指定管理者 農事組合法人みよりの里講武（松江市鹿島町北講武 687 番地） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 宍道農村環境改善センター（松江市宍道町上来待 212 番地 1） 指定管理者 株式会社きまち湯治村（松江市宍道町上来待 206 番地 5） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市宍道菅原農村生産ターミナル（松江市宍道町上来待 2160 番地 1） 指定管理者 菅原農村生産ターミナル運営組合（松江市宍道町上来待 2160 番地 1） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市宍道農産物処理加工施設（松江市宍道町上来待 126 番地 3） 指定管理者 株式会社きまち湯治村（松江市宍道町上来待 206 番地 5） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募

議案番号	件名	要旨
議 第 91 号	指定管理者の指定について	松江市東出雲ふれあい農園の指定管理者を指定するもの。
議 第 92 号	指定管理者の指定について	松江市健康の里大森の湯及び宍道総合交流ターミナルの指定管理者を指定するもの。
議 第 93 号	指定管理者の指定について	松江市美保関海の学苑ふるさと創生館の指定管理者を指定するもの。
議 第 94 号	指定管理者の指定について	松江市美保関温泉施設の指定管理者を指定するもの。
議 第 95 号	指定管理者の指定について	松江市玉造温泉ゆ〜ゆの指定管理者を指定するもの。
議 第 96 号	指定管理者の指定について	松江市玉湯温泉供給施設の指定管理者を指定するもの。
議 第 97 号	指定管理者の指定について	松江イングリッシュガーデンの指定管理者を指定するもの。
議 第 98 号	指定管理者の指定について	松江市小波キャンプ場の指定管理者を指定するもの。
議 第 99 号	指定管理者の指定について	松江市星上山スターパークの指定管理者を指定するもの。

備 考
施設名称 松江市東出雲ふれあい農園（松江市東出雲町錦浜 472 番地 外） 指定管理者 有限会社 JA しまねくにびき協同サービス（松江市西川津町 1635 番地 1） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市健康の里大森の湯（松江市宍道町上来待 210 番地 1） 宍道総合交流ターミナル（いろり茶屋）（松江市宍道町上来待 207 番地 2） 指定管理者 株式会社きまち湯治村（松江市宍道町上来待 206 番地 5） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市美保関海の学苑ふるさと創生館（メテオプラザ）（松江市美保関町七類 3246 番地 1） 指定管理者 株式会社サンライズ美保関（松江市美保関町七類 3246 番地 1） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市美保関温泉施設（松江市美保関町下宇部尾 546 番地） 指定管理者 株式会社サンライズ美保関（松江市美保関町七類 3246 番地 1） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市玉造温泉ゆ〜ゆ（松江市玉湯町玉造 255 番地） 指定管理者 株式会社玉造温泉ゆうゆ（松江市玉湯町玉造 255 番地） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市玉湯温泉供給施設（松江市玉湯町玉造地内、玉湯町湯町地内） 指定管理者 株式会社玉造温泉ゆうゆ（松江市玉湯町玉造 255 番地） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江イングリッシュガーデン（松江市西浜佐陀町 330 番地 1） 指定管理者 庭の川島・Plus value 共同企業体（松江市菅田町 218 番地） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市小波キャンプ場（松江市島根町野波 2509 番地 2） 指定管理者 小波区（松江市島根町野波 2793 番地 2） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募
施設名称 松江市星上山スターパーク（松江市八雲町東岩坂星上山地内） 指定管理者 特定非営利活動法人八雲総合サービス協会（松江市八雲町西岩坂 351 番地 1） 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（1 年間） 選定方法 非公募

議案番号	件名	要旨
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について（松江市消防本部庁舎放射線防護対策（建築）工事の請負変更契約締結について）	変更理由 1 消防機能を阻害しないように工事を進めるための設計仕様の見直しに伴う増額 2 陽圧装置棟の地盤面下の工事に伴う地中障害物の除去等に伴う増額 変更金額 増額 6,762,960円
報告第3号	議会の委任による専決処分の報告について（松江市消防本部庁舎放射線防護対策（空気調和設備）工事の請負変更契約締結について）	変更理由 消防本部庁舎内及び増築する陽圧装置棟内の内外差圧制御設備について、一部設置箇所を見直したことによる減額 変更金額 減額 1,639,440円
報告第4号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	市道西津田馬潟港線において、対向車が来たことにより相手方車両が路肩に寄せた際、路面に開いた穴ぼこに落ち込み、相手方車両の左後輪をパンクさせたもの。 損害賠償の額 6,804円
報告第5号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	松江市立古志原小学校において、相手方車両が学校使用のため校庭に乗り入れた際、校庭入口に学校が設置した車両進入禁止用の鎖が見えにくく、その存在を示す対策が不十分であったため、相手方車両が鎖に気付かず衝突し、その車両前部を損傷させたもの。 損害賠償の額 77,031円
報告第6号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	松江市立北学校給食センター駐車場において、市有地に自生している竹が倒れたため、相手方車両のバンパー、ウィンドウガラス等を損傷させたもの。 損害賠償の額 228,096円
報告第7号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	松江市立乃木小学校において、駐車していた体育館ピロティから本市公用車が移動する際、後方確認が不十分な状況で後退したため、公用車の後方に駐車していた相手方車両に衝突し、相手方車両の後部ドアを損傷させたもの。 損害賠償の額 168,253円
報告第8号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	松江市保健福祉総合センターにおいて、相手方がBCG 予防接種を受けた際、接種医が接種後、管針の処置のときに、相手方の左腕に擦過傷を負わせたもの。 損害賠償の額 237,994円

備考	
当初の契約金額	302,184,000円（平成29年7月4日議決 議第113号）
変更後の契約金額	308,946,960円
契約の相手方	松江土建・林谷工業・若林建設特別共同企業体
工期	平成29年7月5日から平成30年3月31日まで
専決処分日	平成30年1月24日
当初の契約金額	192,240,000円（平成29年7月4日議決 議第115号）
変更後の契約金額	190,600,560円
契約の相手方	新和設備・山陰温調特別共同企業体
工期	平成29年7月5日から平成30年3月31日まで
専決処分日	平成30年1月24日
事故発生日時	平成29年10月13日 午前7時15分頃
事故発生場所	松江市竹矢町764番地先 市道西津田馬潟港線
示談締結年月日	平成29年11月14日
過失割合	70%
事故発生日時	平成29年9月25日 午後6時30分頃
事故発生場所	松江市古志原四丁目6番1号 松江市立古志原小学校内
示談締結年月日	平成29年12月4日
過失割合	50%
事故発生日時	平成29年9月14日 午後3時10分頃
事故発生場所	松江市西川津町2760番地2 松江市立北学校給食センター駐車場
示談締結年月日	平成29年12月7日
過失割合	100%
事故発生日時	平成29年11月2日 午前8時45分頃
事故発生場所	松江市浜乃木五丁目1番10号 松江市立乃木小学校内
示談締結年月日	平成29年12月12日
過失割合	100%
事故発生日時	平成28年4月26日 午後1時45分頃
事故発生場所	松江市乃白町32番地2 松江市保健福祉総合センター
示談締結年月日	平成29年12月20日
過失割合	100%

昨年2月議会（当初提案）

同意案件	0件	同意案件	0件
条例案件	44件	条例案件	22件
単行案件	59件（うち指定管理38件）	単行案件	57件（うち指定管理46件）
予算案件	24件	予算案件	24件
承認案件	0件	承認案件	0件
報告案件	8件	報告案件	3件
合計	135件	合計	106件

追加提案

条例案件 松江市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
ほか16件

単行案件 平成29年度松江市病院事業会計資本剰余金の処分及び資本金の減少について

予算案件 平成29年度松江市病院事業会計補正予算（第3号）

その他

同意案件 教育委員の任命について（1名）

教育長の任命について

諮問案件 人権擁護委員候補者の推薦について（4名）